

人事委員会年報

令和 7 年度

鳥取県人事委員会

目 次

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置	1
二 人事委員会の構成及び運営	1
三 人事委員会の権限	1
四 人事委員会の開催状況	2
五 人事委員会規則の制定・改廃	5
六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出	8

第2章 事務局

一 組織	9
二 事務分掌	9

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説	10
1 任用の意義、種類	10
2 任用の根本基準	10
3 採用の方法	10
二 採用試験等の状況	10
1 採用試験	10
2 昇任試験	20
3 選考による任用	20
三 育休任期付職員制度	21
四 任期付職員制度	22
五 任期付研究員制度	23
六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）	23
七 公益的法人等への職員派遣制度	23
八 臨時的任用	24

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態	25
二 民間給与の実態	26
三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告	29

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概説	32
二 勤務時間、休日及び休暇	32
三 職務に専念する義務の特例	33
四 県費負担教職員の特別休暇の特例	33

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概説	34
二 厚生福利及び公務災害補償制度	34
三 勤務条件に関する措置要求	34
1 措置要求の意義	34
2 措置要求事案の取扱状況	34
四 不利益処分に関する審査請求	34
1 審査請求の意義	34
2 審査請求事案の取扱状況	34
五 職員からの苦情処理	35
1 苦情処理の意義	35
2 苦情申出事案の取扱状況	35

第5章 職員団体

一 概説	36
二 職員団体の登録	36
1 登録の意義及び効果	36
2 登録職員団体	36
3 令和7年度の職員団体登録申請取扱件数	37
三 管理職員等の範囲の指定	37

第6章 労働基準監督

一 概説	38
二 労働基準監督の職権行使の区分	38
1 人事委員会が職権を行使する機関	38
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	39
三 労働基準監督の職権の内容	40
1 労働基準法に基づく職権	40
2 労働安全衛生法に基づく職権	40
四 令和7年度 of 取組状況	41
1 労働基準監督事項の取扱状況	41
2 その他	42
五 令和7年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	42

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概説	43
二 受託団体	43
1 町村	43
2 一部事務組合	44
3 広域連合	44
三 受託事務の内容	44
四 受託事務の取扱状況	44
1 措置要求事案の取扱状況	44
2 審査請求事案の取扱状況	45
3 苦情申出事案の取扱状況	45
4 職員団体の登録状況	45
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	46
6 管理職員等の範囲の指定の状況	46

人事委員会委員・事務局職員名簿	47
-----------------	----

第 1 部 人事委員会の組織と運営

第 1 章 人事委員会

一 人事委員会の設置

昭和 26 年 6 月 12 日（地方公務員法第 7 条第 1 項、鳥取県人事委員会設置条例）

二 人事委員会の構成及び運営

（1）構成

3 人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第 9 条の 2 第 1 項）

（2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項）

（3）委員の任期

4 年（地方公務員法第 9 条の 2 第 10 項）

（4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第 10 条）

（5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第 11 条）

三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・ 人事行政に関する調査、人事記録に関する管理及びその他人事に関する統計報告の作成
- ・ 人事評価、給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・ 職員に関する条例の制定・改廃についての議会及び長への意見の申し出
- ・ 人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・ 競争試験又は選考の実施
- ・ 給与の支払の監理
- ・ 勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・ 不利益処分に関する審査請求の審査
- ・ 職員の苦情処理
- ・ 法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・ 臨時的任用の承認
- ・ 再就職した元職員の働きかけ規制違反に対する監視
- ・ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・ 登録職員団体の法人となる旨の申出の受理
- ・ 労働基準監督機関としての職権の行使

四 人事委員会の開催状況

回	年月日	議事
1	令和7.4.16	議案第1号 審査請求の受理及び審査員の指名について 議案第2号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係） 議案第3号 人事委員会定めの一部改正について 議案第4号 人事委員会定めの制定に係る専決処分の承認について 報告第1号 一般任期付職員の採用について 報告第2号 職員からの苦情相談について（事案番号6年－5号～9号）
2	令和7.5.21	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期枠）））の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定警察官A・B（1回目））の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について 議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定民間企業等経験者対象）の実施について 議案第5号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定障がい者対象（身体・精神）・高校卒業程度）の実施について 議案第6号 鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定警察官A・B（2回目））の実施について 議案第7号 令和7年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分の承認について 報告第1号 2025年度給与勧告等に関する要求書について
3	令和7.6.12	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 条例改正に対する本委員会の意見についての専決処分の承認について 議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係） 議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定短大卒業程度（保育士））の実施について 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員） 議案第6号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）
4	令和7.6.19	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期枠）））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（文化財主事） 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（講師（看護教員））
5	令和7.6.27	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期枠）以外））の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 職員の採用選考について 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（知的障がい者） 議案第4号 2025年度給与勧告等に関する要求書に対する回答について 議案第5号 公益通報処理通則要綱の一部改正について 報告第1号 職員からの苦情相談について【事案番号7年－1号】

回	年月日	議事
6	令和7.8.7	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期卒）以外））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 職員の採用選考について 報告第1号 鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定警察官A・B（1回目））の採用候補者の決定について
7	令和7.8.22	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の実施について 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（歯科衛生士） 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員） 議案第4号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係） 報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について 報告第2号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について 報告第3号 2025年度給与勧告等に関する要求書について
8	令和7.9.12	議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について（育児休業関係）
9	令和5.9.17	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（学芸員）
10	令和7.9.26	議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除について 議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について
11	令和7.10.1	議案第1号 2025年度給与勧告等に関する要求書に対する回答について 報告第1号 職員からの苦情相談について【事案番号7年－2号～4号】
12	令和7.10.8	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定高校卒業程度・短大卒業程度）の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定警察官A・B（2回目））の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について
13	令和7.10.30	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 令和7年（審）第1号事案に係る審査員の指名および事務の一部委任について
14	令和7.11.7	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について（勤勉手当関係）
15	令和7.11.20	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定について

回	年月日	議事
16	令和7.11.27	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（保育士） 報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について
17	令和7.12.5	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（学芸員）
18	令和7.12.9	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について 報告第1号 鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定警察官A・B（2回目））の採用候補者の決定について
19	令和7.12.16	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
20	令和7.12.18	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について 議案第2号 人事委員会規則等の改正及び定めの制定について（勧告関係） 議案第3号 人事委員会規則等の改正について（教育職員給与関係） 議案第4号 人事委員会規則等の改正について（特殊勤務手当関係）
21	令和8.1.13	議案第1号 職員の採用選考について 議案第2号 人事委員会告示の一部改正について（選考により採用する職関係） 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（鳥獣対策技術の職） 報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度（警察行政））の採用候補者について
22	令和8.1.28	議案第1号 令和8年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について 議案第2号 令和7年（審）第1号事案に係る裁決について 報告第1号 職員からの苦情相談について【事案番号7年－5号～7号】
23	令和8.2.5	議案第1号 令和8年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度：春試験、夏試験）の実施について 議案第2号 令和8年度鳥取県職員採用試験（短大卒業程度（保育士））の実施について 議案第3号 令和8年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象：春試験）の実施について 議案第4号 令和8年度鳥取県警察官採用試験（警察官A・B（1回目））の実施について 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（任期付職員（土木）） 議案第6号 職員の採用選考について
24	令和8.3.3	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（獣医師）

回	年月日	議事
25	令和8.3.17	議案第1号 人事委員会規則等の制定及び改正について（産業教育手当関係） 議案第2号 人事委員会規則等の改正について（特殊勤務手当関係） 議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係（警察）） 議案第4号 宿日直勤務の許可について 議案第5号 職員の採用選考について 議案第6号 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則による昇格の承認について
26	令和8.3.25	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見についての専決処分の承認について 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（給与関係） 議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について（旅費関係） 議案第4号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係） 議案第5号 人事委員会規則等の一部改正について（勤務時間関係） 議案第6号 誰もが働きやすく活躍できる職場推進プログラム（鳥取県特定事業主行動計画）の策定について 議案第7号 誰もが働きやすく活躍できる職場推進プログラム（特定事業主行動計画）の策定について 報告第1号 令和7年度事業場調査の結果について 報告第2号 職員からの苦情相談について【事案番号7年－8号～10号】

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
令和7.4.22	26	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.6.13	27	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.6.13	28	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.6.13	29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.6.13	30	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.8.29	31	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.9.19	32	職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.9.19	33	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和7.11.21	34	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の成績率の取扱いの見直しに伴う改正

公布年月日	規則 番号	規 則 名	概 要
令和7. 12. 25	35	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和7. 12. 25	36	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う改正
令和7. 12. 25	37	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う改正
令和7. 12. 25	38	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和7. 12. 25	39	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和7. 12. 25	40	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和7. 12. 25	41	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正に伴う改正
令和8. 3. 24	1	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8. 3. 24	2	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8. 3. 24	3	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8. 3. 31	4	産業教育手当の支給に関する規則	産業教育手当の新設に伴う改正
令和8. 3. 31	5	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8. 3. 31	6	職員等の給与の支給に関する規則及び給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
令和8. 3. 31	7	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う改正
令和8. 3. 31	8	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和8. 3. 31	9	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和8. 3. 31	10	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8. 3. 31	11	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

公布年月日	規則 番号	規 則 名	概 要
令和8.3.31	12	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8.3.31	13	宿日直手当に関する規則等の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8.3.31	14	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	赴任旅費の支給対象者見直し等に伴う改正
令和8.3.31	15	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和8.3.31	16	特勤勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和8.3.31	17	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	産業教育手当の新設に伴う改正
令和8.3.31	18	職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8.3.31	19	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8.3.31	20	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8.3.31	21	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和8.3.31	22	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）

六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

地方公務員法第5条第2項の規定により、令和7年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

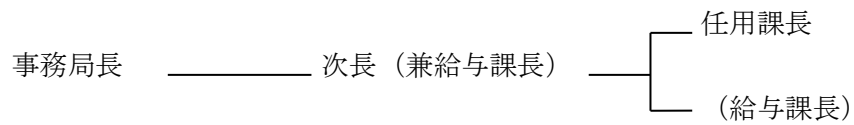
照会年月日 回答年月日	条 例 案 名	意見
令和7.6.9 令和7.6.11	・鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例	異議なし
令和7.6.9 令和7.6.12	・職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
令和7.9.11 令和7.9.17	・警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
令和7.12.1 令和7.12.5	・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ・義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	本措置があくまで臨時的、特例的なものであることに留意し、慎重に運用されるよう望む。 異議なし
令和7.12.15 令和7.12.16	・職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	前例のない緊急措置であることに鑑み、民間の作業従事者の処遇や他の特殊勤務手当支給業務とのバランスなどを参酌し、今後、実施体制を含めた業務の範囲や手当額などの継続した整理・検討が行われることを望む。
令和8.2.24 令和8.3.3	・職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例 ・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
令和8.3.18 令和8.3.19	・職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	異議なし

第2章 事務局

一 組織（令和7年4月1日現在）

職員定数 11 人

現員 11 人



二 事務分掌

課 名	事 務 分 掌
任 用 課	1 任用、服務及び退職管理制度に関すること。 2 職員採用試験及び選考に関すること。 3 職員の分限及び懲戒に関すること。 4 不利益処分に係る審査請求の審査に関すること。 5 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。 6 公平委員会事務の受託事務に関すること。 7 事務局の人事、予算、決算、経理に関すること。
給 与 課	1 給与並びに勤務時間及び休暇制度に関すること。 2 給与に関する報告及び勧告に関すること。 3 給与の支払監理に関すること。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。 5 職員団体に關すること。 6 旅費に関すること。 7 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。 8 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。 9 職員からの苦情の処理に関すること。

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説

1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある（地方公務員法第17条第1項）。

2 任用の根本基準

- ① 全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない（地方公務員法第13条）。
- ② 任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行われなければならない（地方公務員法第15条）。

3 採用の方法

競争試験及び選考の2種類がある（地方公務員法第17条の2）。

二 採用試験等の状況

1 採用試験

（1）令和7年度の特徴

- 大学卒業程度試験（技術・専門職）について民間企業との併願を志望する受験者の確保を目的として、土木（早期卒）に農業土木職を追加した。
- 大学卒業程度試験（技術・専門職）について総合化学（食品衛生コース）の資格要件を見直し、従来の資格要件に加え、薬剤師、獣医師、大学等において所定の課程を修了した者等法令に規定されているもののいずれかに該当する者についても受験を認めることとした。
- 短大卒業程度試験（保育士）について従来、第1次試験を9月下旬、最終合格発表を10月下旬に行っていた保育士の試験を、第1次試験を6月中旬、最終合格発表を8月上旬に前倒した。
- 民間企業等経験者対象試験について土木職員の人材確保のため、募集職種に土木を追加した。
- 障がい者対象試験について障がい者雇用促進、土木職員の人材確保のため、募集職種に土木（土木職のみ）を追加した。
- 警察官採用試験について資格加点の対象に「拳銃」を追加した。
- 警察官採用試験について警察官（2回目）の第1次試験日程を9月中旬から9月下旬に変更した。

(2) 令和7年度の採用試験実施状況

① 実施概要

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第1次試験	第2次試験
県 職 員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (総合分野コース) (キャリア総合コース) 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) (手話コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) 総合化学 (食品衛生コース) 保健師 農業 林業 土木 (早期枠) (通常枠) 畜産 建築 電気 警察行政	事務、警察行政 22歳以上35歳以下 薬剤師、保健師 40歳以下 土木、建築、電気 22歳以上40歳以下(飛) 21歳以下(高等専門学校 ・短期大学を卒業した人 又は令和8年3月31日ま でに卒業見込みの人) その他の職種 22歳以上40歳以下(飛)	事務、警察行政以外 専門試験(択一式) 論文試験 適性試験 事務(一般コース) 教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査 事務(総合分野コース) 教養試験(択一式) エントリーシート試験 論文試験 適性検査 事務(キャリア総合コース) 基礎能力試験(択一式) アピールシート試験 適性検査 警察行政 教養試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験
	追加募集 事務 (キャリア総合コース) 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) (手話コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) 農業 林業 土木 畜産 建築 電気	事務 22歳以上35歳以下 薬剤師 40歳以下 土木、建築、電気 22歳以上40歳以下(飛) 21歳以下(高等専門学校 ・短期大学を卒業した人 又は令和8年3月31日ま でに卒業見込みの人) その他の職種 22歳以上40歳以下(飛)	事務(キャリア総合コース)以外 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査 事務(キャリア総合コース) 基礎能力試験(択一式) アピールシート試験 適性検査	人物試験

県職員 (民間企業等 経験者対象)	事務 土木	59歳以下	基礎能力試験(択一式) アビリティシート試験 適性検査	人物試験
県職員 (短卒程度)	保育士 (6月実施) (9月実施) 司書	35歳以下	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 (高卒程度)	事務 土木 電気 警察行政	18歳以上21歳以下	警察行政以外 教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 作文試験 適性検査 ※専門試験は土木・電気のみ 警察行政 教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 (障がい者 対象(身体 、精神))	事務 (身体障がい) (身体障がい、鳥 取方式短時間勤務 職員) (精神障がい) (精神障がい、鳥 取方式短時間勤務 職員) 土木 (身体障がい・精 神障がい) (身体障がい・精 神障がい、鳥取方 式短時間勤務職員)	18歳以上39歳以下	土木以外 教養試験(択一式) 作文試験 適性検査 土木 教養試験(択一式) 専門試験 作文試験 適性検査	人物試験
	警察行政 (身体障がい・精 神障がい)	18歳以上39歳以下	教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験

警 察 官 (警察官A)	1回目 男性 女性 武道／柔道 武道／剣道 サイバー犯罪捜査官 チャレンジコース	サイバー犯罪捜査官以外 35歳以下 サイバー犯罪捜査官 38歳以下	男性、女性 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 武道、サイバー犯罪捜査官 教養試験（択一式） 適性検査 チャレンジコース 基礎能力試験（択一式） 適性検査	人物試験 論文試験 身体検査 体力検査 実 技 専門試験 ※実技は武道のみ ※専門試験はサイバー犯罪捜査官のみ
	2回目 男性 女性 サイバー犯罪捜査官			
警 察 官 (警察官B)	1回目 チャレンジコース	18歳以上35歳以下	チャレンジコース以外 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 チャレンジコース 基礎能力試験（択一式） 適性検査	人物試験 作文試験 身体検査 体力検査
	2回目 男性 女性 チャレンジコース			

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
 ※（飛）は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
 ※第1次試験で実施した論（作）文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。
 （障がい者対象の作文試験は、第1次試験で評価。）

② 実施日程

試験の 種 類	職 種	受付期間	第1次 試 験	第 1 次 合格発表	第2次 試 験	採用候補者 発 表
県 職 員 (大卒程度)	事務 (キャリア総合コース) 土木 (早期枠)	3月 3日 ～ 4月 4日	5月11日	5月21日	6月 5日 ～11日 (土日含む)	6月19日

	事務 （一般コース） （総合分野コース） 社会福祉 （福祉コース） （心理コース） （手話コース） 薬剤師 （公衆衛生コース） 総合化学 （食品衛生コース） 保健師 農業 林業 土木 （通常枠） 畜産 建築 電気 警察行政	3月 3日 ～ 5月15日	6月15日	6月27日	警察行政以外 7月17日 ～29日 （土日含む） 警察行政 7月30日	警察行政以外 8月 7日 警察行政 8月18日
	追加募集 事務 （キャリア総合コース） 社会福祉 （福祉コース） （心理コース） （手話コース） 薬剤師 （公衆衛生コース） 農業 林業 土木 畜産 電気	8月25日 ～ 9月26日	10月19日	11月 7日	11月15日 ～19日 （土日含む）	11月27日
県職員 （民間企業等 経験者対象）	事務 土木	8月 8日 ～ 9月26日	10月19日	11月 7日	11月29日 ～ 11月30日 （土日含む）	12月 9日
県職員 （短卒程度）	保育士（※） （6月実施）	3月 3日 ～ 5月15日	—	—	—	—

	保育士 (9月実施) 司書	7月25日 ～ 8月25日	9月28日	10月 8日	10月21日 ～23日	10月30日
県職員 (高卒程度)	事務 土木 電気 警察行政	7月25日 ～ 8月25日	9月28日	10月 8日	警察行政以外 10月21日 ～23日 警察行政 10月31日	警察行政以外 10月30日 警察行政 11月21日
県職員 (障がい者 対象(身体 、精神))	事務 (身体障がい) (身体障がい、 鳥取方式短時間 勤務職員) (精神障がい) (精神障がい、 鳥取方式短時間 勤務職員) 土木 (身体障がい・ 精神障がい) (身体障がい・ 精神障がい、鳥 取方式短時間勤 務職員)	8月25日 ～ 9月16日	11月 2日	11月20日	12月12日	12月19日
	警察行政 (身体障がい・ 精神障がい)	8月25日 ～ 9月16日	11月 2日	11月20日	12月12日	12月22日
警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 武道/柔道 武道/剣道 サイバー犯罪捜査官 チャレンジコース	3月 3日 ～ 4月11日	5月11日	5月21日	6月23日 ～25日	7月24日

	2回目 男性 女性 サイバー犯罪捜査官	7月25日 ～ 8月25日	9月28日	10月 8日	11月10日 ～12日	12月 8日
警 察 官 (警察官B)	1回目 チャレンジコース	3月 3日 ～ 4月11日	5月11日	5月21日	6月23日 ～25日	7月24日
	2回目 男性 女性 チャレンジコース	7月25日 ～ 8月25日	9月28日	10月 8日	11月10日 ～12日	12月 8日

※申込者数0名のため、採用試験の実施なし。

③ 実施結果 ※採用予定者数は、採用候補者発表時点のもの。表中の()は女性の内数(任意記載による)。

(ア) 県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務 (一般コース)	28名程度	20名程度	63	43 (10)	20 (6)	2.2	16
事務 (総合分野コース)	12名程度	12名程度	32	19 (12)	12 (9)	1.6	8
事務 (キャリア総合コース)	22名程度	47名程度	166	113 (53)	47 (28)	2.4	27
社会福祉 (福祉コース)	8名程度	7名程度	17	13 (9)	7 (6)	1.9	6
社会福祉 (心理コース)	2名程度	1名程度	1	1 (1)	1 (1)	1.0	1
社会福祉 (手話コース)	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	—	—
薬剤師 (公衆衛生コース)	1名程度	2名程度	3	2 (2)	2 (2)	1.0	2
総合化学 (食品衛生コース)	1名程度	1名程度	2	1 (1)	1 (1)	1.0	1
保健師	1名程度	2名程度	13	12 (11)	2 (2)	6.0	2
農業	16名程度	10名程度	25	17 (8)	10 (4)	1.7	9
林業	8名程度	6名程度	13	10 (3)	6 (3)	1.7	4
土木 (早期枠)	5名程度	4名程度	10	6 (0)	4 (0)	1.5	2
土木 (通常枠)	19名程度	1名程度	2	1 (0)	1 (0)	1.0	1
畜産	4名程度	3名程度	6	5 (1)	3 (0)	1.7	2
建築	1名程度	1名程度	2	2 (1)	1 (0)	2.0	1
電気	1名程度	1名程度	4	4 (0)	1 (0)	4.0	1
警察行政	5名程度	2名程度	23	16 (6)	2 (1)	8.0	1
小計	135名程度	120名程度	382	265 (118)	120 (63)	2.2	84
事務 (キャリア総合コース)	9名程度	18名程度	107	70 (27)	18 (8)	3.9	14
社会福祉 (福祉コース)	3名程度	0名	1	1 (0)	0 (0)	—	—
社会福祉 (心理コース)	3名程度	1名程度	3	3 (3)	1 (1)	3.0	1
社会福祉 (手話コース)	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	—	—
薬剤師 (公衆衛生コース)	1名程度	1名程度	1	1 (1)	1 (1)	1.0	0
農業	6名程度	1名程度	8	3 (1)	1 (1)	3.0	1
林業	2名程度	1名程度	2	2 (0)	1 (0)	2.0	1
土木	15名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	—	—
畜産	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	—	—
建築	2名程度	2名程度	2	2 (0)	2 (0)	1.0	2
電気	1名程度	0名	3	2 (0)	0 (0)	—	—
小計	44名程度	24名程度	127	84 (32)	24 (11)	3.5	19
計	179名程度	144名程度	509	349 (150)	144 (74)	2.4	103

(イ) 県職員採用試験(民間企業等経験者対象)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務	6名程度	7名程度	173	125 (43)	7 (1)	17.9	6
土木	3名程度	4名程度	7	5 (0)	4 (0)	1.3	1
計	9名程度	11名程度	180	130 (43)	11 (1)	11.8	7

(ウ)県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
保育士 (6月実施)	3名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	—	—
保育士 (9月実施)	3名程度	3名程度	3	3 (2)	3 (2)	1.0	2
司書	2名程度	3名程度	17	12 (9)	3 (2)	4.0	3
計	8名程度	6名程度	20	15 (11)	6 (4)	2.5	5

(エ)県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務	8名程度	11名程度	46	41 (18)	11 (6)	3.7	7
土木	6名程度	3名程度	6	6 (3)	3 (1)	2.0	2
電気	1名程度	1名程度	1	1 (0)	1 (0)	1.0	1
警察行政	5名程度	4名程度	11	11 (9)	4 (4)	2.8	3
計	20名程度	19名程度	64	59 (30)	19 (11)	3.1	13

(オ)県職員採用試験(障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務 (身体障がい)	1名程度	0名	3	2 (0)	0 (0)	—	—
事務 (身体障がい、鳥取方 式短時間勤務職員)	1名程度	0名	1	1 (1)	0 (0)	—	—
事務 (精神障がい)	1名程度	1名程度	7	7 (3)	1 (1)	7.0	1
事務 (精神障がい、鳥取方 式短時間勤務職員)	1名程度	0名	2	2 (2)	0 (0)	—	—
土木 (身体障がい・ 精神障がい)	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	—	—
土木 (身体障がい・精神障がい、 鳥取方式短時間勤務職員)	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	—	—
警察行政 (身体障がい・ 精神障がい)	1名程度	0名	3	3 (2)	0 (0)	—	—
計	7名程度	1名程度	16	15 (8)	1 (1)	15.0	1

(カ)警察官採用試験(警察官A)

試験区分		実施決定時 採用予定者数	採用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
1 回 目	男性	15名程度	16名程度	35	29	16	1.8	13
	女性	3名程度	3名程度	6	6	3	2.0	2
	武道/柔道	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	-	-
	武道/剣道	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	-	-
	サイバー犯罪 捜査官	2名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	-	-
	チャレンジ コース	3名程度	3名程度	9	7 (1)	3 (1)	2.3	3
	小計	25名程度	22名程度	50	42	22	1.9	18
2 回 目	男性	10名程度	4名程度	27	18	4	4.5	1
	女性	3名程度	1名程度	4	3	1	3.0	1
	サイバー犯罪 捜査官	1名程度	0名	0	0 (0)	0 (0)	-	-
	小計	14名程度	5名程度	31	21	5	4.2	2
計		39名程度	27名程度	81	63	27	2.3	20

※武道、サイバー犯罪捜査官、チャレンジコースの()は女性の内数。

(キ)警察官採用試験(警察官B)

試験区分		実施決定時 採用予定者数	採用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
1 回 目	チャレンジ コース	3名程度	0名	29	25 (5)	0 (0)	-	-
	小計	3名程度	0名	29	25	0	-	-
2 回 目	男性	25名程度	20名程度	71	61	20	3.1	10
	女性	5名程度	6名程度	17	15	6	2.5	4
	チャレンジ コース	2名程度	0名	2	1 (0)	0 (0)	-	-
	小計	32名程度	26名程度	90	77	26	3.0	14
計		35名程度	26名程度	119	102	26	3.9	14

※チャレンジコースの()は女性の内数。

2 昇任試験

(1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和 41 年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

(2) 令和 7 年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警 部)	178	177	16	11.1
係 長(警 部 補)	241	240	25	9.6
主 任(巡査部長)	274	271	23	11.8
計	693	688	64	10.8

※報告根拠：職員の任用に関する権限の委任に関する規則第 5 条

3 選考による任用

(1) 選考により採用する職

選考により採用する職については、平成 14 年度の見直しにおいて、地方公務員法第 17 条第 3 項ただし書き(当時)による承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成 18 年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難い場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種として見直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせた整理を行った。

人事委員会があらかじめ承認した職としては、平成 24 年度に他の地方公共団体から派遣される者(市町村職員等)、民間企業等経験者及び身体障がい者をもって補充しようとする職を、平成 28 年度に精神障がい者をもって補充しようとする職を、令和 6 年度に特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例(令和 7 年鳥取県条例第 1 号)第 2 条の規定により採用された者をもって補充しようとする職を追加した。

あらかじめ人事委員会の承認を要する職としては、平成 25 年度に、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職」を新設し、警察官経験者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加し、平成 30 年度に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条第 1 項による任期付職員を選考により採用する職に追加した。

また、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」として、平成 19 年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成 20 年度に「診療情報管理士」の職を、平成 22 年度に「生態系環境技術」の職を、平成 23 年度に「原子力技術」の職を、平成 25 年度に「水産種苗生産技術」の職を、平成 26 年度に「弁護士」「病院薬剤師」の職を、平成 27 年度に「公文書館の専門員」の職を、平成 28 年度に「知的障がい者をもって補充しようとする職」、「育種・飼養技術」の職を、令和 4 年度に「児童福祉司」「心理カウンセラー」の職を、令和 7 年度に「鳥獣対策技術」「公認心理師」の職を追加した。また、平成 21 年度に「文化財主事」の職を、令和 4 年度に「獣医師」の職を、令和 6 年度に「栄養士」の職のうち「病院管理栄養士」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。さらに、令和 5 年度に「学校教育法に基づく特別支援学校高等部のうち教育の対象とする障がい種別が知的障がいであるものを卒業した者をもって補充しようとする職」を加えた。

なお、地方公務員法の一部改正に伴い平成 28 年度から昇任のための競争試験又は選考は、原則、人事委員会から任命権者の権限となった(引き続き行われる昇任試験(公安職のうち課長補佐及び同相当職以下への昇任)に係るものを除く。)

① 人事委員会があらかじめ承認した職

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑

識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員、他の地方公共団体から派遣される職員・民間企業等経験者・身体障がい者・精神障がい者をもって補充しようとする職 ほか

② 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

心理療法師の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、公認心理師の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、鳥獣対策技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、病院管理栄養士の職、公文書館の専門員の職、獣医師の職、育種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び知的障がい者又は特別支援学校高等部（知的障がい者）の卒業生をもって補充しようとする職

③ 競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職

保育士の職、薬剤師（病院薬剤師を除く）の職、管理栄養士の職（病院管理栄養士を除く）、保健師の職、司書の職及び国際事務の職

④ 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職

(1) かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項の規定に基づき任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職

⑤ 単純な労務に従事する職員の職

(2) 選考による採用の状況（令和7年度中の選考の実施状況）

（単位：人）

任命権者	行政職職員		教育職 職 員	公安職 職 員	研究職 職 員	医療職 職 員	海事職 職 員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	8	41	2	—	1	20	1	73
教育委員会	5	2	15	—	1	—	—	23
警察本部	—	2	—	19	—	—	—	21
企業局	—	—	—	—	—	—	—	—
病院局	—	1	—	—	—	103	—	104
県議会	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	13	46	17	19	2	123	1	221

三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条の2第1項（当時）に基づく選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（3年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

- (2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）
平成 19 年度の制度導入にあわせ、地公法第 17 条の 2 第 1 項（当時）に基づく選考職種の一つとした。

四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成 14 年度に設けられたものである。

平成 16 年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

1 職種及び対象

(1) 特定任期付職員（任期：5 年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

(2) 一般任期付職員（任期：5 年以内）

- ①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- ③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則 3 年以内）

- ①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
- ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

(4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則 3 年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

2 令和 7 年度承認実績

	区分	所属	職	任用予定期間	業務内容	承認年月日
①	一般任期付職員（更新）	精神保健福祉センター	理事監兼精神保健福祉センター所長	(R7.4.1～R8.3.31) 期間更新 ～R9.3.31	精神保健福祉センターにおける精神保健及び精神障害者の福祉に係る医療業務統括及び、医療関係職員の育成、マネジメント業務	更新承認 R8.3.27

※承認根拠

- ①：地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 7 条第 3 項

五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成 13 年度に設けられたものである。

1 対 象

(1) 招へい型研究員（任期：原則 5 年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 若手育成型研究員（任期：原則 3 年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2 令和 7 年度承認実績

なし

六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和 62 年度に条例化された制度である。

令和 7 年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

6 年度末 派遣人数	7 年度中実績		7 年度末 派遣人数
	派 遣	復 帰	
1	0	0	1

※報告根拠：外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 9 条第 2 項

七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成 13 年度に条例化された制度である。

その業務が鳥取県の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（在職派遣）及び鳥取県が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助が必要な特定法人への派遣（退職派遣）が行われている。

令和 7 年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

6 年度末 派遣人数	左のうち 6 年度 中派遣期間終了 人数	7 年度中実績		7 年度末 派遣人数
		派 遣	復帰等	
47	16	14	8	37

※報告根拠：鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 9 条及び第 19 条

八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

令和7年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

任 命 権 者	採 用	期 間 更 新	計
知事	4	0	4
教育委員会	361	346	707
警察本部	0		0
計	365	346	711

※報告根拠：職員の任用に関する権限の委任に関する規則第5条

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、令和7年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

(令和7年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,003	42.0	19.8	78.2	5.8	16.0	0.0	58.9	41.1
公安職給料表	1,188	38.4	17.5	54.7	3.2	42.1	0.0	86.9	13.1
教育職給料表(1)	1,510	45.9	23.1	95.2	2.5	2.3	—	53.8	46.2
教育職給料表(2)	3,201	42.0	19.2	99.0	1.0	0.0	—	45.6	54.4
研究職給料表	155	39.9	16.5	100.0	0.0	—	—	71.6	28.4
医療職給料表(1)	51	37.3	13.1	100.0	—	—	—	62.8	37.3
医療職給料表(2)	93	44.0	20.6	73.1	26.9	0.0	—	40.9	59.1
医療職給料表(3)	57	43.9	20.3	14.0	86.0	—	—	1.8	98.3
海事職給料表	33	42.8	21.9	30.3	39.4	27.3	3.0	97.0	3.0
全給料表	9,291	42.2	19.8	85.0	4.0	11.0	0.0	56.9	43.1

(2) 平均給与月額

(令和7年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	327,688 円	359,039 円
扶養手当	8,396	9,856
管理職手当	9,684	6,703
地域手当	943	731
その他の手当	7,404	10,677
合計	354,115	387,006

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 再任用職員は、含まれない。

二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所240事業所のうち、無作為に抽出した133事業所である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 産業別、事業所規模別調査事業所数

産業 \ 規模	規模計	3,000人以上	1,000人 ～ 2,999人	500人 ～ 999人	100人 ～ 499人	50人 ～ 99人
農 業、林 業、漁 業	事業所 1	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 1
鉱業、採石業、砂利採取業 建設	6	1	—	—	3	2
製 造 業	52	1	4	4	28	15
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業	15	5	1	1	7	1
卸 売 業、小 売 業	3	—	—	—	2	1
金 融 業、保 険 業 不動産業、物品賃貸業	4	1	2	—	1	—
教育、学習支援業 医療、福祉 サービス業	39	4	2	13	17	3
合 計	120	12	9	18	58	23

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能等事業所が13事業所あった。

(2) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)
支 店 長	人 10	歳 53.7	円 688,619	円 96	円 688,523
工 場 長	7	54.5	760,758	21,973	738,785
事 務 部 長	44	53.6	549,032	1,159	547,873
技 術 部 長	54	54.8	631,059	631	630,428
事 務 部 次 長	20	49.5	496,828	5,277	491,551
技 術 部 次 長	20	52.2	687,392	36,982	650,410
事 務 課 長	68	50.1	470,829	7,975	462,854
技 術 課 長	112	50.5	588,508	32,481	556,027
事務課長代理	39	49.1	466,923	34,579	432,344
技術課長代理	48	50.2	556,061	18,805	537,256
事 務 係 長	198	46.2	415,894	50,930	364,964
技 術 係 長	162	48.2	534,483	88,928	445,555
事 務 主 任	225	45.3	367,989	41,832	326,157
技 術 主 任	182	46.4	440,219	58,679	381,540
事 務 係 員	765	39.6	288,475	25,699	262,776
技 術 係 員	534	38.2	324,143	33,554	290,589

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	236,700 円
	短 大 卒	204,670 円
	高 校 卒	188,558 円

(注) 1 採用のある事業所について平均したものである。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

(4) 特別給の支給状況

区 分	企業規模			【参考】 50人以上 100人未満
	規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	
下 半 期	月分 2.34	月分 2.51	月分 2.22	月分 2.43
上 半 期	2.13	2.20	2.08	1.55
年 間 の 計	4.47	4.71	4.30	3.98

(注) 1 下半期は令和6年8月から令和7年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、令和7年10月8日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

I 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

1 給与決定の原則

地方公務員法第24条第2項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合的に勘案する。

2 職員の給与を取り巻く状況

(1) 県内民間事業所従業員の給与の状況

- ・県内の企業規模50人以上、かつ、県内の事業所規模50人以上の240事業所から133事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院等と共同で実地調査して、県職員と比較した。

〈月例給・特別給（ボーナス）の公民比較〉

区 分	県内民間(A)	県職員(B)	公民較差(A－B)
月例給(令和7年4月分)	366,799円	356,614円	10,185円(2.86%)
特別給(令和6年8月～令和7年7月)	4.47月分	4.35月分	0.12月分

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較

(2) 国家公務員の給与の状況

- ・人事院においては公民較差に基づき、8月7日に月例給の改定及び特別給を引き上げる勧告を行った。

〈国公ラス(国=100)〉

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
95.4	95.5	95.8	96.2	96.6

(3) 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。
- ・給与改定に際しては、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

(4) 生計費及びその他の事情

- ・勧告後の給与は、生計費を充足している。
- ・本県の状況をみると、弱めの動きが続いていた景気の基調は、令和6年春頃以降、下げ止まりの動きである。景気の先行きを示す指標については、このところ低下傾向が見られ、景気の先行きは弱含みの状況である。

3 勧告の考え方及び内容

(1) 給与の改定

ア 月例給（給料及び諸手当）

1の給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

(ア) 考え方

- ・県職員の給与が県内民間事業所従業員の給与を2.86%下回っていることから、民間給与との均衡を図るため月例給を引き上げる必要がある。
- ・本県の給与制度については、公務としての類似性等を勘案し、国の制度を基本としていることから、若年層に重点を置いて改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

(イ) 内 容

- ・本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

＜参考＞改定後の月例給

	現行	改定後	改定額	改定率
月例給	356,614円	366,728円	10,114円	2.84%

＜参考＞改定後の初任給（行政職）

大卒：（改定前）225,900円 → （改定後）237,600円 （+11,700円）

高卒：（改定前）194,800円 → （改定後）206,700円 （+11,900円）

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

(ア) 考え方

- ・県職員の特別給は0.05月単位で改定を行ってきており、県職員の特別給の支給月数が県内民間事業所の支給月数を0.12月分下回っていたことから、民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

(イ) 内 容

- ・期末手当・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.35月分（現行）から4.45月分とする。
- ・引上げ分は期末手当に0.025月分、勤勉手当に0.075月分を配分する。

（一般の職員の場合の支給月数）

年度	区分	6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.250月（支給済み）	1.275月（現行1.250月）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	1.000月（現行0.925月）
令和8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月
	勤勉手当	0.9625月	0.9625月

＜参考＞給与改定による年間給与の影響額（行政職一人当たり平均、平均年齢42.0歳）

	現行（A）	改正後（B）	影響額（B－A）
年間給与	5,811,535円	6,017,772円	206,237円

※影響額の内訳 〔月例給 122,205円、特別給 84,032円〕

(2) 実施時期

ア 月例給 令和7年4月1日

イ 特別給 令和7年12月1日

（（1）イのうち令和8年度以降に係るものは令和8年4月1日）

II 人事管理に関する報告の概要

鳥取県と県民を取り巻く環境が急速に変化する中、様々な課題に迅速かつ的確に対応していくためには、職員が成長して能力を発揮できる「魅力ある組織の実現」とその基盤となる「職場環境の整備」の2点が必要である。

(1) 職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現

- 全庁挙げて取り組むべき最重要課題である人材確保に向けて、「選ばれる鳥取県」を実現するためには、学生等のキャリアプランに沿った様々な採用試験の見直し（採用候補者名簿の期限延長など）を検討することが必要である。また、様々な事情を抱えた人が多様な働き方の選択を可能とする鳥取方式短時間勤務職員やアルムナイ採用について、多様な職種への拡充など必要な制度の充実を図るべきである。
- 職員が成長し続け、能力を発揮し続けるためには職員の努力、成果が正当に評価されることが必要であり、その基礎である人事評価制度の適正な運用は、職員の成長と能力発揮、組織パフォーマンスの向上につながるものであるため、評価者の評価能力・育成能力を向上させる研修等を充実していくことが必要である。

(2) 職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境の整備

- 現在も取組が進められている熱中症対策とともに、冬季の暖房運用など適切な職場環境づくりを引き続き進めていくことが必要である。
- 管理職員が、所属職員が健康に勤務できるよう必要な配慮を行う義務（安全配慮義務）を意識しながら、勤務時間の正確な把握を行い、適切な業務配分と計画的な業務遂行等の業務マネジメントを行うことが必要である。
- 時間外勤務縮減、上限時間の厳守を強く意識することを改めて徹底し、特に月100時間以上の時間外勤務を無くすための方策に集中的に取り組むべきである。
- 業務量に応じた要員の配置など柔軟な人事管理を行うとともに、その一方、人員に応じた業務量という視点もより強く念頭に置きながら徹底した業務見直し、削減を断行していくことが重要である。
- ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化し、それに応じた勤務環境が求められている中、これまで進められてきた仕事と家庭の両立支援に加え、鳥取方式短時間勤務職員や副業チャレンジの推進などの取組を通じて、時代に即した柔軟な働き方の選択を可能にしていくことが重要である。
- 職員が相談しやすい体制となっているか、個々の事案にきめ細やかに対応できる体制になっているか等を適宜点検し、より効果的なハラスメント対応体制を引き続き構築していくこと、さらに近年、社会全体で関心が高まり民間企業における取組が強化され、一部本県でも取り組まれているカスタマー・ハラスメントへの対策も進めていくことが必要である。

(3) 結び

全ての職員がやりがいを持って働くことができ、成長しながら能力を発揮できる魅力ある組織を実現していくこと、職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境を整備する取組や時代に即した働き方をさらに進め「選ばれる鳥取県」を実現することを目指して、本報告に真摯に向き合い、適切に対応されることを期待する。

III 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、令和7年12月議会において、県給与条例等の改正が当該勧告どおりに行われた。

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第4項及び第5項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二 勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり、「職員の育児休業等に関する規則」、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「職務に専念する義務の特例に関する規則」、「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例施行規則」並びに「育児休業等制度の運用について」、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「時間外勤務を命ずるに当たっての留意点について」及び「職員の修学部分休業制度及び高齢者部分休業制度の運用について」改正した。

項目	内容	施行期日	備考
介護休暇、介護時間の取得要件の緩和	・ 介護休暇、介護時間について、勤務の始めと終わりに接続して取得することを要しないものとした。	令和7.10.1	規則の改正
子育て部分休業の取得方法の拡充等	・ 子育て部分休業の取得方法の拡充（1年につき10日の範囲内で1時間または1日単位での取得が可能となる形態を追加） ・ 任命権者が対象職員に対し育児期両立支援制度等の請求の意向を確認する期間を定めた。（対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。）	令和7.10.1	規則の改正
非常勤職員の部分休業の対象となる子の年齢の拡大	・ 部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢が小学校就学の始期に達するまで（改正前 3歳に達するまで）に拡大されることに伴い規定を削除した。 ・ 育休条例から人事委員会が定める非常勤職員（1日の勤務時間6時間15分以上）が削除されたことに伴い規定を削除した。 ・ 取得する時間帯の制限撤廃（正規の勤務時間の始めと終わりに接続して取得する要件の撤廃）に伴い関連規定を削除した。	令和7.10.1	定めの改正

防災当直業務の処遇改善	・災害等に備えた宿日直勤務の宿日直手当額について、見直しを行った。	令和8.4.1	規則の改正
生理休暇の対象の追加	・生理休暇の対象に「生理の症状改善に係る通院のため勤務しないことが相当であると認められる場合」を追加した。	令和8.4.1	規則の改正
不妊治療休暇の拡充	・不妊治療休暇の取得日数を治療内容に関わらず10日とした。(改正前 6日(体外受精等10日))	令和8.4.1	規則の改正
災害に係る特別休暇の対象の追加	・災害対策基本法に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害等により職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき等を休暇の対象範囲に加えた。	令和8.4.1	定めの改正
時間外勤務を命ずる特例業務の範囲の慎重な判断を求めるもの	・時間外勤務命令に関し、月100時間や平均月80時間の上限を超える時間外勤務を命ずる場合、その特例業務の範囲をより慎重に判断すること等を運用上求める規定を追加した。	令和8.4.1	定めの改正
高齢者部分休業の申請制度の改正	・承認の取り消し又は勤務しない時間の短縮が条例で規定されたことに伴う改正。	令和8.4.1	規則の改正

三 職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

令和7年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第79回国民スポーツ大会に鳥取県代表の監督（ライフル射撃競技）として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和7.9.26
職員が第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に日本代表選手として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和7.9.26

四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

令和7年度承認事例なし。

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、かつ、公正でなければならぬとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の制度を規定している。

二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

三 勤務条件に関する措置要求

1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

2 措置要求事案の取扱状況

令和7年度においては、前年度からの係属事案はなく、新規請求事案もなかった。年度末の未処理事案は0件となっている。

四 不利益処分に関する審査請求

1 審査請求の意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に審査請求を行うことができ、これを受けて人事委員会は、この審査請求について審査し、裁決を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

2 審査請求事案の取扱状況

令和7年度においては、前年度からの係属事案は0件、新規請求事案は1件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

五 職員からの苦情処理

1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

2 苦情申出事案の取扱状況

令和7年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案11件、年度中の処理事案11件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

なお、匿名などにより正式受理に至らなかった相談の事案は2件あった。

令和7年度中処理事案

事案名	申出人 受付方法	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日 処理年月日
令和7年 - 1号	A 電話	従事業務、配置所属 等に関する相談	申出人、関係者とのやり とり	令和7年5月30日 令和7年6月3日
令和7年 - 2号	B メール	初任給に関する相談	申出人、任命権者とやり とり、初任給決定の見直 し	令和7年7月1日 令和7年9月9日
令和7年 - 4号	C 来庁	復職プログラムに関 する相談	申出人への説明、任命権 者との協議、依頼	令和7年9月2日 令和7年9月5日
令和7年 - 5号	D メール	休職・職位等に関す る相談	申出人から聴取、任命権 者との協議、依頼	令和7年8月4日 令和7年12月18日
令和7年 - 6号	E 電話	期末勤勉手当に関す る相談	申出人とのやりとり、任 命権者に対応を依頼	令和7年12月11日 令和7年12月19日
令和7年 - 7号	F メール	業務分担に関する相 談	申出人の希望を所属長に 伝達	令和7年12月19日 令和8年1月5日
令和7年 - 8号	G 電話	業務処理に係る上司 の対応に関する相談	任命権者に対応を依頼	令和8年1月19日 令和8年1月21日
令和7年 - 9号	H メール	ハラスメント等に関 する相談	申出人への対応を所属長 に依頼	令和8年1月22日 令和8年2月18日
令和7年 - 10号	I メール	昇任に関する相談	任命権者に対応を依頼	令和8年2月5日 令和8年2月9日
令和7年 - 11号	J 文書	ハラスメントに関す る相談	任命権者の相談窓口に対 応を依頼	令和7年12月25日 令和8年3月30日
令和7年 - 13号	K メール	業務分担・配置に関 する相談	申出人の希望を任命権者 に伝達	令和8年3月13日 令和8年3月18日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

第5章 職員団体

一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第52条第1項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

二 職員団体の登録

1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第53条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

- ① 職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと（地方公務員法第55条第1項）。
- ② 職員団体の役員の在籍専従が認められること（地方公務員法第55条の2第1項）。
- ③ 人事委員会に申出をすることにより法人となることができること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律）。

2 登録職員団体

登録 番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体 ・連合体 の 別	登録年月日	法人格 の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校 教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

3 令和7年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		0 件
変 更 登 録	役員変更	4 件
	規約変更	0 件
合 計		4 件

三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公 布 年 月 日	規則番号	管 理 職 員 等 の 範 囲 を 定 め る 規 則 の 一 部 改 正 の 概 要
令和7.6.13	29	組織改正に伴い、所要の改正を行った。
令和8.3.31	11	組織改正に伴い、所要の改正を行った。

第6章 労働基準監督

一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（同法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

1 人事委員会が職権を行使する機関

（令和8年3月31日現在）

労働基準法 別表第一の 号別区分	事業内容	機関 の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究 ・調査	56	知事部局本庁（※） 消防学校 埋蔵文化財センター 青谷かみじち史跡公園 むきばんだ史跡公園 鳥取看護専門学校 倉吉総合看護専門学校 産業人材育成センター 農業試験場 園芸試験場 畜産試験場 中小家畜試験場 林業試験場 水産試験場 栽培漁業センター 教育センター 大山青年の家 船上山少年自然の家 県立高等学校 県立特別支援学校（寄宿舍を除く） 県立まなびの森学園 警察学校 （※）職員人材開発センター、衛生環境研究所、原子力環境センター、農業大学校
別表第一以外 （官公署）	上記以外の 機関	68	議会事務局 知事部局本庁（※1） 取締船 消防防災航空センター 公文書館 東部地域振興事務所、総合事務所県民福祉局・振興局 県税事務所 建築住宅事務所、総合事務所環境建築局 工事検査事務所 福祉相談センター

			女性相談支援センター 犯罪被害者総合サポートセンター 交通事故相談所 農林事務所、総合事務所農林局 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 病虫害防除所 境港水産事務所 教育委員会事務局本庁（※２） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部（※３） 警察署 （※１）東町庁舎、東京本部、関西本部、名古屋代表部、 男女共同未来創造本部、美術館、消費生活センター、 県立ハローワーク （※２）東町庁舎、生徒支援・教育相談センター、博物館 、図書館 （※３）警察本部庁舎、科学捜査研究所、機動隊、運転免 許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
合	計	124	

２ 労働基準監督署長が職権を行使する機関

（令和８年３月３１日現在）

労働基準法 別表第一の 号別区分	事業内容	機関 の数	機 関 の 名 称
第１号	製造・加工	２	企業局東部・西部事務所
第３号	土木・建築	６	県土整備事務所 総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	16	総合事務所保健所 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター 鳥取療育園 中部療育園 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 寄宿舍 病院

別表第一以外 (官公署)	上記以外の 機関	2	企業局本局 病院局総務課
合 計		26	

三 労働基準監督の職権の内容

1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第 18 条第 2 項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第 19 条第 2 項及び第 20 条第 3 項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第 36 条第 1 項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第 41 条第 3 号）
- ・その他の業務

2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第 88 条第 1 項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 10 条・第 56 条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の落成検査、性能検査結果報告書の受理（労働安全衛生法第 38 条第 3 項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 14 条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第 66 条、労働安全衛生規則第 52 条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第 12 条第 1 項、労働安全衛生規則第 7 条第 2 項等）
- ・その他の業務

四 令和 7 年度の取組状況

1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
貯蓄金管理に関する届の受理	—
解雇予告の除外認定	—
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	56
宿直又は日直勤務許可	2
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	—
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	1
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	12
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	24
労働者死傷病報告の受理	22
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	20
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	—
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	—
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
合 計	137

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和 51 年度以降（一社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

2 その他

本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36 協定」という。）を締結している県の機関 56 事業場に対して、協定に定める 1 年あたりの上限時間数の超過の有無及び休日勤務における勤務時間の超過の有無に関する調査（台帳調査）を実施した。

五 令和 7 年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区 分	
名 称	設 置 場 所	ボイラー	第 1 種圧力容器
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	—	1 基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	—	1 基
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	—	—
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1 基	—
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原 312- 1	1 基	—
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北 3 丁目 250	—	2 基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	—	1 基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	—	2 基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1 基	2 基
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原 7 丁目13-4	1 基	—
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2 基（休止中）	—
合 計	10事業所	6 基	9基

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二 受託団体

1 町 村

(令和8年3月31日現在)

団体名	所 在 地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富 675-1	昭和 29. 10. 1
若桜町	八頭郡若桜町若桜 801-5	昭和 40. 4. 1
智頭町	八頭郡智頭町智頭 2072-1	昭和 40. 4. 1
八頭町	八頭郡八頭町郡家 493	平成 17. 3. 31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬 999-2	昭和 29. 10. 1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	平成 16. 10. 1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万 591-2	平成 16. 9. 1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	平成 17. 10. 1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	昭和 36. 1. 10
大山町	西伯郡大山町御来屋 328	平成 17. 3. 28
南部町	西伯郡南部町法勝寺 377-1	平成 16. 10. 1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長 37-3	平成 17. 1. 1
日南町	日野郡日南町霞 800	昭和 40. 8. 1
日野町	日野郡日野町根雨 101	昭和 40. 8. 1
江府町	日野郡江府町江尾 1717-1	昭和 40. 8. 1
合 計	15 団 体	

2 一部事務組合

(令和8年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
米子市日吉津村中学校組合	米子市錦町 1-139-3	昭和 37. 10. 1
鳥取県町村総合事務組合	鳥取市東町1丁目 271 (県町村会内)	昭和 37. 7. 1
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾 1717-1 (江府町役場内)	昭和 42. 1. 1
境港管理組合	境港市大正町 215 (みなとさかい交流館内)	昭和 33. 4. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺 377-1 (南部町役場内)	昭和 55. 4. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町 18-2	昭和 47. 11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原 1129-1 (米子市淀江支所内)	昭和 47. 11. 1
日野病院組合	日野郡日野町野田 332 (日野病院内)	平成 8. 7. 15
合 計	8 団 体	

3 広域連合

(令和8年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下 112	平成 10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺 377-1 (南部町役場内)	平成 11. 10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島 500 (湯梨浜町役場東郷支所内)	平成 19. 12. 20
合 計	3 団 体	

三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している（地方公務員法第8条第2項）。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する審査請求の審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査
- ・働きかけ規制違反行為の監視

四 受託事務の取扱状況

1 措置要求事案の取扱状況

令和7年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

2 審査請求事案の取扱状況

令和7年度においては、前年度からの係属事案は0件、新規請求事案は1件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

3 苦情申出事案の取扱状況

令和7年度においては、前年度からの係属事案は0件、新規申出は2件、年度中の処理事案は2件、年度末の未処理事案は0件となっている。

なお、匿名などにより正式受理に至らなかった相談の事案はなかった。

令和7年度中処理事案

事案名	申 出 人	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日
	受付方法			処理年月日
令和7年 - 3号	A	業務運営、業務分 担、ハラスメント等 に関する相談	所属長等に要望 を伝達、対応を 依頼	令和7年8月21日
	メール			令和7年9月1日
令和7年 - 12号	B	人事評価、ハラスメ ント等に関する相談	担 当 窓 口 へ 伝 達、対応を依頼	令和8年3月2日
	メール			令和8年3月11日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

4 職員団体の登録状況

(1) 職員団体の登録状況

(令和7年3月31日現在)

登録 番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体 ・連合体 の 別	登 録 年月日	法人格 の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾1717-1 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.1.16	無

29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57. 2. 6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57. 10. 29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61. 3. 24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-1	単位団体	昭和 63. 12. 27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2. 10. 26	無
41	八頭町図書館司書職員 労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22. 1. 19	無
43	琴浦町臨時・パート職員 労働組合	東伯郡琴浦町浦安309	単位団体	平成 26. 2. 27	無

(2) 令和7年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		0
変 更 登 録	役 員 変 更	13
	規 約 変 更	0
解 散 届		0
合 計		13

5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第2項の規定により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

令和7年度に当該認証を行った例はない。

6 管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第31号）を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

令和7年度の同規則の改正は、1件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(令和8年4月1日現在)

職 名	氏 名	任 期	左のうち委員長任期
委員長	中本久美子	1期目 平成 30. 7. 19 ～ 令和 4. 7. 18 2期目 令和 4. 7. 19 ～ 令和 8. 7. 18	令和 6. 11. 9 ～ 令和 7. 11. 8 令和 7. 11. 9 ～ 令和 8. 7. 18
委 員	細田 耕治	1期目 令和 4. 4. 1 ～ 令和 5. 7. 22 2期目 令和 5. 7. 23 ～ 令和 9. 7. 22	
委 員	中島 諒人	1期目 令和 7. 10. 21 ～ 令和 11. 10. 20	

2 事務局職員

職 名		氏 名	就 任 年 月 日
事 務 局 長		丸 山 真 治	令和7年4月1日
次長（兼給与課長）		灘 尾 幸 三	令和6年4月1日
任 用 課	課 長	湯ノ口 修	令和7年4月1日
	係 長	安 藤 美奈子	令和8年4月1日
	主 事	玉 手 満太郎	令和6年4月1日
	主 事	山 代 希	令和7年4月1日
	主 事	田 淵 咲 歩	令和8年4月1日
	会計年度任用職員		坪 内 恵 子 令和8年4月1日
給 与 課	(課 長)	灘 尾 幸 三	令和6年4月1日
	係 長	尾 崎 結 子	令和8年4月1日
	係 長	前 田 智 大	令和7年4月1日
	主 事	玉 谷 航 祐	令和7年4月1日
	主 事	蓮 佛 藍 子	令和6年4月1日

(参考) 転出職員

職 名	氏 名	転 出 年 月 日	転 出 先
給与課 係長	河 崎 卓 哉	令和8年4月1日	知事部局 道路局道 路企画課 係長
任用課 係長	浅 田 瑞 生	令和8年4月1日	病院局 総務課 係 長
任用課 主事	深 田 莉 子	令和8年4月1日	知事部局 観光交流 局観光戦略課 主事